

東京都学童保育連絡協議会 会則

1.名 称

この会は「東京都学童保育連絡協議会」といい、事務所を東京都区内におきます。

2.目 的

この会は学童保育、児童館の指導員および父母、関係者、専門家間の連絡を密にして、学童保育の啓蒙及び発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の拡充などの運動を推進する母体となります。

3.事 業

1.ニュースを発行します。

2.よりよい学童保育、児童館づくりの援助を行います。

3.指導員の交流と親睦をはかり、指導内容の向上のための研究会・勉強会を開き普及させます。

4.学童保育所、児童館の施設や、児童の保育条件などの改善に努力し、学童保育の独自性を追求します。

5.学童保育のあるべき姿をたえず探求し、よりよき制度化を推進します。

6.各区市町村ごとの連絡協議会づくりを推進します。

7.その他、必要な事業を行います。

4.会 員

入会は、学童保育運動をすすめている団体、あるいは個人とし両者とも共通の権利と義務を有します。尚、会の主旨に賛同し運動に協力できる個人、団体は協力会員となることができます。

5.会 費

区連絡協議会(父母連絡会)は年額10,000円+3,200円×加入組織数とし、その他の団体会員は10,000円とします。個人会員は年額2,000円とします。又、協力会員は年額3,000円とします。

6.会 議

2.運営委員会＝運営委員会は総会に次ぐ議決、運営機関で、総会までの必要事項を協議し、各参加団体代表、個人加盟者で構成します。会議は2ヶ月に1回以上開き、会長が召集します。又、役員を選任を行い総会の承認を求めます。

3.ブロック会議＝必要に応じて地域ごとあるいは問題別ブロック会議を開きます。ブロック会議は事務局長が召集し、運営委員会に報告します。

4.役員会＝役員会は協議会の執行機関であり、総会及び、運営委員会に責任を負います。役員会は、役員で構成し(但し会計監査は除く)会長が召集して開きます。

7.役 員

	<p>役員の任期は1年とし、総会で決定します。役員として、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、会計監査2名、又必要に応じて事務局次長及び副会計を若干名をおくことができます。事情によって留任はさまたげません。</p>
<p>8.顧問</p>	
	<p>この会に顧問を若干名おくことができます。顧問については運営委員会で選任し総会の承認を必要とします。</p>
<p>9.事務局</p>	
	<p>事務局長は、会員の中から事務局員若干名を任命し、事務局の活動を推進することができます。</p>
<p>10.財政</p>	
	<p>1.この会の財政は、会費及び寄付金等でまかないます。</p>
	<p>2.この会の会計年度は、7月1日より翌年6月末日とします。</p>